

第 73 期

定時株主総会 招集ご通知

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらずご来場を見合わせ、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

株主総会会場におきましては、体温を計測させていただきます、体調不良とお見受けされる方には、ご入場の制限をさせていただく等の感染防止措置を講じる場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所

岐阜県加茂郡富加町高畑字稻荷641番地
当社本店 会議室

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

株 主 各 位

証券コード 6484

2020年6月10日

岐阜県加茂郡富加町高畑字稻荷641番地

株式会社 KVK

代表取締役社長 末 松 正 幸

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

2 場 所 岐阜県加茂郡富加町高畑字稻荷641番地 当社本店 会議室

3 目的事項 報告事項 1. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kvk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日時

2020年 6 月 26 日 (金曜日)

午前 10 時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
 ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
 （下記の行使期限までに到着するよう
 ご返送ください）



行使期限

2020 年 6 月 25 日 (木曜日) 午後 5 時 15 分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 株式会社○○○○ 御中 株主番号 議決権行使回数 個	お 願 い 1. ○○○○ 2. ○○○○ 3. ○○○○ 4. ○○○○	○年○月○日 株式会社○○○○
---	---	-------------------------------

※議決権行使書はイメージです。

第1号議案・第2号議案・第4号議案について 第3号議案について

賛成の場合→**賛**に○印

反対の場合→**否**に○印

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に→**賛**に○印をし、反対する候補者
反対の場合 番号を隣の空欄に記入

事業報告

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における事業環境は、米中の通商問題を巡る動向や中国景気の後退を受け弱さが一段と増していくなか、消費税増税による消費マインドの低下や、2020年に入り急拡大した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、足元で大幅に下押しされ厳しい状況にあります。住宅市場では、通期で、前年比、持家、貸家、分譲住宅はいずれも減少し、新設住宅着工戸数は全体として減少しました。

当社グループにおきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大連工場では、春節休暇明けの工場復帰までに、感染防止対策として14日間の観察期間が必要となったため、当工場や外注先において人員不足が発生し、本社工場への輸出品の一部に遅延が発生しました。また、フィリピン工場では、移動制限措置により従業員の出勤が困難となり、3月17日から5月4日までの操業を停止いたしました。当社では、BCP対策の一環として本社工場での生産バックアップ体制を整備して、複数の調達先を確保していたことから、通常の生産体制を確保し、これらの影響を最小限に抑えることが出来ました。

当社グループは、このような状況のなか、通期においては、以下のように取り組んでまいりました。

商品面では、お客様のニーズを収集し、製品づくりに活かしております。水栓の清掃性・清潔感に対する要望に応じて、汚れが付いても簡単に拭き取ることが出来るように、水栓の外観部に撥水膜コーティングを施した浴室用水栓を発売しました。また、高齢化が進むに伴って、浴室用水栓にも使いやすさや安全性への要望が高まっており、指で押すだけの簡単操作で湯水の出し止めができるワンタッチ式の壁付サーモスタット式混合水栓を発売しました。

海外事業では、5月に、上海において開催された世界最大規模の中国国際キッチン&バス設備展示会に初出展し、ブランドイメージのアップに取り組みました。また、6月には大連市内にショールームを設置し、メイド・イン・ジャパン品質の強みを訴求しつつ販売力の強化に努めました。

生産面では、一昨年、本社工場敷地内に物流棟が竣工し、受注から生産、出荷まで全工程に亘る一貫生産体制が整ったことで、リードタイム短縮を図ることが出来ました。今後も各工程が連

携し、自動化も推進しながら、さらなる効率化を目指してまいります。12月には、工場拡張と研修棟建設を視野に入れ、本社工場北側の隣地23千㎡を取得しております。

当連結会計年度における連結業績につきましては、売上高は、住宅設備メーカーでの前期新規採用品の販売が順調に推移し、また、一部消費税の駆け込み需要の影響もあり、24,531百万円（前期比1.6%増）となりました。利益面では、一貫生産体制による効率化、自動化の取り組みによる効果のほか、円高や原料価格の安定推移により、営業利益は2,345百万円（前期比29.3%増）となりました。また、営業利益の増加により経常利益は2,523百万円（前期比30.9%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期の利益引き下げ要因となりました旧本社工場の取壊し・整地が終了したことから1,701百万円（前期比84.0%増）となりました。

なお、当社では、新型コロナウイルスの感染拡大防止と事業継続の体制維持の観点から、顧客や従業員等の健康・安全確保のため、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等を励行しているほか、フレックスタイム制を活用して、通勤時の混雑時間帯を回避しています。また、各支社・営業所では、客先訪問による営業活動を自粛しています。

(2) 設備投資の状況

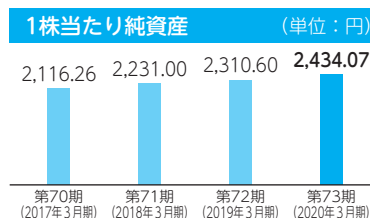
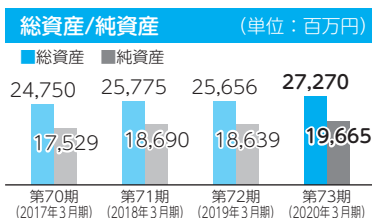
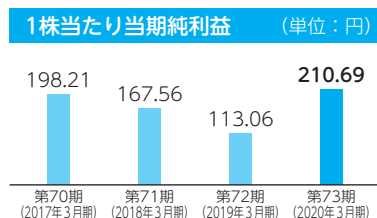
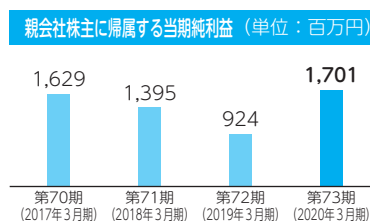
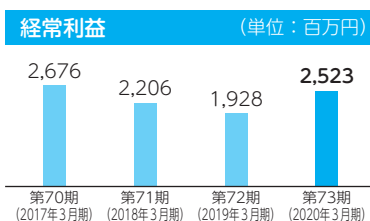
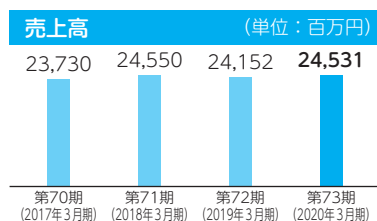
当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,226百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当社本社工場	本社工場隣接地の取得	267百万円
当社本社工場	自動加工機の取得	179百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における必要資金は、自己資金で充当いたしました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	第70期 (2017年3月期)	第71期 (2018年3月期)	第72期 (2019年3月期)	第73期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (千円)	23,730,387	24,550,081	24,152,955	24,531,520
経常利益 (千円)	2,676,076	2,206,852	1,928,473	2,523,696
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,629,322	1,395,353	924,895	1,701,356
1株当たり 当期純利益 (円)	198.21	167.56	113.06	210.69
総資産 (千円)	24,750,443	25,775,513	25,656,452	27,270,717
純資産 (千円)	17,529,789	18,690,340	18,639,552	19,665,011
1株当たり 純資産額 (円)	2,116.26	2,231.00	2,310.60	2,434.07

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第70期(2017年3月期)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、経済・社会活動は停滞し、国内外の事業環境は厳しさを増していくことが予想されます。住宅市場においても、雇用・所得環境の悪化を受けて新設住宅着工戸数は弱含みで推移するものと想定されます。

当社グループは、サプライヤーとの連携、日本・中国大連・フィリピンの3拠点生産体制によるバックアップ体制により、新型コロナウイルス感染症の拡大によるサプライチェーンリスクを制御しながら、引き続き生産体制を維持し製品供給に努めてまいります。一貫生産体制のもと、各工程間の連携強化、製造工程自動化に取り組みながら、受注から生産、出荷までの全工程に亘り効率化を追求してまいります。

現在当社では、感染拡大防止策として客先訪問による営業活動を自粛しており、また、客先においても行政からの要請を受けて在宅勤務や交替勤務を実施している先が多くなっており、足元の受注は減少傾向となっています。今後も、消費活動の停滞から減少傾向が続くことが考えられます。また、本社工場による海外工場の生産バックアップや、国内での部品調達による生産体制維持のための取り組みは、売上原価の上昇要因となっています。

景気に大きく左右される受注が、経済活動、消費活動の停滞によりどの程度まで減少するのか、現時点で合理的に見積もることが困難であるため、次期連結業績予想につきましては未定といたしました。今後、合理的な見積もりが可能となった時点で速やかに開示いたします。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
大連北村閥門有限公司	中華人民共和國 遼寧省大連市 經濟技術開發区 淮河西路15号	千円 1,640,644 千米ドル (13,600)	100%	給水栓の製造・販売
K V K PHILIPPINES, INC.	T a n a u a n City, Batangas, P h i l i p p i n e s	千円 31,511 千ペソ (14,600)	100%	給水栓部品の製造

(7) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社グループは、給水栓、給排水金具、継手及び配管部材の製造・加工・仕入れ及び販売を行っております。

(8) **主要な営業所及び工場** (2020年3月31日現在)

① 当社

本	社	岐阜県加茂郡富加町高畑字稻荷641番地
支	社	東北（仙台市若林区）・関東（東京都豊島区）・関西（大阪市西区）・西日本（福岡市博多区）
営	業	所 札幌（札幌市東区）・仙台（仙台市若林区）・盛岡（岩手県盛岡市）・宇都宮（栃木県宇都宮市）・さいたま（さいたま市大宮区）・千葉（千葉市中央区）・東京（東京都豊島区）・東京特需（東京都豊島区）・横浜（横浜市緑区）・多摩（東京都立川市）・名古屋（名古屋市熱田区）・大阪（大阪市西区）・大阪特需（大阪市西区）・岡山（岡山市北区）・広島（広島市安佐南区）・福岡（福岡市博多区）・鹿児島（鹿児島県鹿児島市）
出	張	所 つくば（茨城県つくば市）・新潟（新潟市中央区）・北陸（石川県金沢市） 静岡（静岡市駿河区）・京滋（京都市南区）・神戸（神戸市中央区）
工	場	本社（岐阜県加茂郡富加町）・飛騨古川（岐阜県飛騨市）

② 子会社

大連北村閥門有限公司（中華人民共和国）・KVK PHILIPPINES, INC.（フィリピン共和国）

(9) **従業員の状況** (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,104 (163) 名	14名減 (2名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（嘱託及び準社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

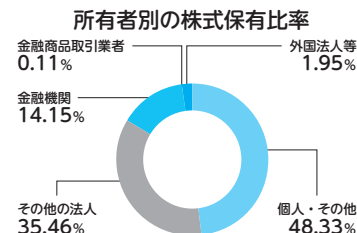
従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
639 (162) 名	－ (2名増)	40.0歳	14.3年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数（嘱託及び準社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

- (10) **主要な借入先の状況**（2020年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (11) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 23,120,500株 |
| (2) 発行済株式総数 | 8,347,078株 |
| (3) 株主数 | 1,340名 |
| (4) 単元株式数 | 100株 |
| (5) 大株主（上位10名） | |



株主名	持株数	持株比率
有限会社北村興産	11,324百株	13.56%
K V K 取引先持株会	4,258百株	5.10%
株式会社十六銀行	4,000百株	4.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,999百株	3.59%
岐阜信用金庫	2,935百株	3.51%
元気なぎふ応援基金	2,695百株	3.22%
北村博志	2,685百株	3.21%
北村嘉弘	2,645百株	3.16%
北村和弘	2,628百株	3.14%
末松容子	2,575百株	3.08%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（245株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、299,900株であり、役員向け株式交付信託が保有する当社株式238,000株、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式29,800株が含まれております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2020年3月31日現在）

地	位	氏	名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長		末	松 正 幸	大連北村閥門有限公司董事長、 公益財団法人K V K 福祉会理事長
取 締 役		小	関 智 晶	経営管理本部長兼企画経理部長
取 締 役		坪	田 充 夫	研究開発本部長、品質保証室担当
取 締 役		藤	井 邦 彦	海外事業室担当、 大連北村閥門有限公司副董事長
取 締 役		杉	山 正 直	生産本部長兼生産管理部長兼K P S 推進室長兼 本社工場長
取 締 役		長	濱 卓 美	営業本部長兼営業推進部長
取 締 役		奥	田 真 之	愛知産業大学経営学部総合経営学科教授
常 勤 監 査 役		森	田 恭 二	
監 査 役		杉	浦 勝 美	税理士 二子八株式会社社外監査役
監 査 役		森	裕 之	弁護士 岐阜市監査委員

- (注) 1. 取締役奥田真之は社外取締役であります。
 2. 監査役杉浦勝美及び監査役森裕之は、社外監査役であります。
 3. 監査役杉浦勝美は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役奥田真之及び監査役杉浦勝美及び監査役森裕之を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- ① 2019年6月21日開催の第72期定時株主総会において、常勤監査役栗野秀広及び社外監査役木村静之は任期満了により退任いたしました。
 ② 2019年6月21日開催の第72期定時株主総会において、取締役森田恭二は任期満了により退任いたしました。また同総会において新たに監査役に選任され、同日の監査役会において常勤監査役に選定され、就任いたしました。

- ③ 2019年6月21日開催の第72期定時株主総会において、新たに長濱卓美が取締役に、森裕之が社外監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。
- ④ 当事業年度中の取締役の地位及び担当等の異動

氏 名	異動後	異動前	異動年月日
杉 山 正 直	生産本部長兼生産管理部長兼 K P S 推進室長兼本社工場長	生産本部長兼 K P S 推進室長兼本社工場長	2019年8月1日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	8名	117,587千円
監 査 役	5名	18,928千円
合 計	13名	136,516千円

- (注) 1. 上記には、2019年6月21日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のうち、社外取締役1名、社外監査役3名に対する報酬等の総額は7,200千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 奥田 真之

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役奥田真之は、愛知産業大学経営学部総合経営学科の教授であります。当社と愛知産業大学との間に特別な関係はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iv) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、数々の大学で経営学の教授として教鞭をとられている豊富な経験と高い見識から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

② 監査役 杉浦 勝美

(i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

(ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役杉浦勝美は、二チハ株式会社の社外監査役であります。当社と二チハ株式会社との間に特別な関係はありません。

(iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

(iv) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会8回のうち8回に出席し、主に税理士として財務・会計等の見地から意見を述べ、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 監査役 森 裕之

(i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

(ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役森裕之は、岐阜市の監査委員であります。同市が設立・運営する元気なぎふ応援基金は、発行済株式総数（自己株式を除く。）の3.22%を有する株主であります。

(iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

(iv) 当事業年度における主な活動状況

2019年6月21日就任後開催の取締役会10回のうち10回、監査役会6回のうち6回に出席し、弁護士として、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人 アンビシャス

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業倫理の確立、法令遵守、社会的責任達成のため、「企業行動規範」を制定し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の社員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス及びリスク管理の重要性や内部通報制度について教育を実施し、社員の意識向上に取り組む。
- ② 社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な活動を阻害する恐れのある反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、職務の執行に係る各種情報（株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録・稟議書・各種契約書・会計帳簿・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・事業報告・附属明細書・その他重要文書）の保存及び管理については、法令及び社内規程によるものとする。監査役から要求があった場合には、遅滞なく当該情報の閲覧に応じる。
- ② 情報開示については、情報管理責任者（情報開示担当役員）を置き、法令及び証券取引所の定める適時開示規則などに基づき、重要な会社情報の一元管理を行い、迅速かつ正確な情報開示に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、事業環境の変化に対応するため、当社グループの内部統制、コンプライアンス及びリスクを統括的に把握・管理することが重要であると認識し、「リスク管理委員会」を設け、必要な都度開催し、社内規程の整備をはじめ、平常時・発生時の観点から年1回既存リスクの見直しや新たなリスクの洗い出しなど経営上のリスクを総合的に分析し、潜在リスクの最小化や顕在化した場合の対応策に取り組む。
- ② 品質、安全衛生、環境、情報セキュリティなどのリスクについては、その担当部署又は委員会を設けることにより、リスクの未然防止や再発防止に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を毎月原則1回開催し、経営の基本方針・法令事項・その他の経営に関する重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督を行う。また、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うため、取締役（社外を除く）及び常勤監査役で構成する経営会議を取締役会の下に設け、毎週原則1回開催し、業務上の重要事項について慎重な審議を行い、取締役会で決定する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程に権限及び責任の詳細を定める。
- ③ 当社は、将来の経営環境を見据え、当社グループの中期経営計画・年度利益計画を策定し、目標値を設定する。各担当取締役は、経営計画を達成するため、各部署が目標達成に向けた具休策を決定し、経営会議において定期的に達成状況のレビューと改善策を報告する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営について担当取締役を責任者として置き、月1回の取締役会に担当取締役が出席し、職務執行の定期的な報告と重要案件について審議を行い、当社グループの迅速かつ的確な意思決定を図るなど、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理に取り組む。また、必要に応じて子会社への指導・支援並びにモニタリングを通じ、経営全般の実効性を高める。
- ② 当社は、内部統制・牽制機能として、社長直轄の専任スタッフによる内部監査室を設置し、監査役（監査役会）と連携するとともに、監査計画並びに代表取締役社長からの指示に基づき、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性、法令・定款・社内規程などの遵守状況について業務監査を実施し、業務改善に向けた指摘・指導を行う。指摘事項については改善・是正を求め、監査結果については社長へ報告する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に基づき内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制の構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令などとの適合性を確保する。
- ② 取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関して適切に監督を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、現在監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、監査役会規程及び監査役監査基準に則り、監査役から求められた場合には、取締役と監査役の協議の上、監査役の職務を補助するために必要な能力・経験・知識を有する者を配置する。
- ② 当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有する。
- ③ 当該使用人の適切な職務の遂行のため、人事異動・人事評価・懲戒処分などについては、監査役の事前同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人などが監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人などは、監査役会の定めるところにより、以下の事項を監査役に報告する。
 - ・ 内部統制システムの構築及び運用状況
 - ・ 当社グループに著しい損害・不利益を及ぼす恐れのある事実
 - ・ 取締役及び使用人の職務執行に関して不正行為、法令・定款・社内規程などに違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合、当該事実
 - ・ 経営会議で報告・審議された案件
 - ・ 内部監査室が実施した監査結果
 - ・ リスク管理委員会の活動状況及び内部通報制度による通報状況
- ② 当社は、当社グループの取締役及び使用人などが当社監査役への当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役会を奇数月、4月及び6月に開催し、監査に関する重要事項について協議・決議を行うとともに、監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互の意思疎通を図る。
- ② 監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役は、経営会議をはじめ社内の重要会議への参加や監査計画に基づく各部署・子会社の個別監査を通じ、取締役の職務執行に関する適法性や内部統制システムの有効性の経営実態を把握し、適宜意見陳述を行うなど経営の適正な監査・監視に努める。
- ③ 監査役は、会計監査人と監査計画に基づき、期中・期末監査終了後に報告会を開催し、会計監査人から監査の方法・結果、内部統制などの詳細な報告を受け、財務報告の信頼性を確認するとともに、内部監査室・会計監査人と必要に応じて相互の意見・情報交換を行うなど連携を密にして監査の実効性と効率性をめざす。また、必要に応じて顧問弁護士の助言を受ける。
- ④ 当社は、監査役が職務の執行に伴い生じる費用の請求を行った場合は、監査役の求めに応じて適切に処理する。

(当期における当該体制の運用状況の概要について)

当社は、上記に挙げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行いました。

- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「K V K企業行動規範ハンドブック」を作成しており、従業員に対して行動規範の浸透や法令遵守状況の確認を実施いたしました。
- ② 当社は、当事業年度にリスク管理委員会を2回開催しております。当委員会は経営管理本部長を委員長とし、各部門の責任者で構成しており、経営上のリスクを総合的に分析し潜在リスクの最小化や顕在化した場合の対応策について審議いたしました。
- ③ 内部監査室は、当社内各部門及びグループ会社への内部監査を当事業年度において29回実施いたしました。監査結果につきましては経営会議にて報告を行いました。
- ④ 監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、当事業年度において8回開催し幅広い協議を重ね経営に対して積極的に助言や提言を行っております。
- ⑤ 社外監査役を含む監査役は、取締役会の出席及び常勤監査役による経営会議の出席を通じて、取締役の職務執行の監査や内部統制システムの整備並びに運用状況の確認を行いました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注） 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,447,131	流 動 負 債	7,126,461
現金及び預金	4,682,181	支払手形及び買掛金	1,752,795
受取手形及び売掛金	5,508,184	電子記録債務	2,974,046
電子記録債権	3,392,725	リース債務	34,512
商品及び製品	803,759	未払法人税等	524,611
仕掛品	783,660	賞与引当金	559,685
原材料及び貯蔵品	1,192,910	設備関係支払手形	10,512
その他	139,008	営業外電子記録債務	217,980
貸倒引当金	△55,300	その他	1,052,316
固 定 資 産	10,823,585	固 定 負 債	479,244
有形固定資産	6,947,207	リース債務	39,901
建物及び構築物	1,329,368	退職給付に係る負債	78,914
機械装置及び運搬具	3,122,474	役員株式給付引当金	263,211
土地	1,793,808	従業員株式給付引当金	1,769
リース資産	68,687	その他	95,448
建設仮勘定	314,977	負 債 合 計	7,605,705
その他	317,890	純 資 産 の 部	
無形固定資産	160,383	株 主 資 本	20,055,272
借地権	37,974	資 本 金	2,854,934
ソフトウェア	93,928	資 本 剰 余 金	3,023,334
ソフトウェア仮勘定	18,210	利 益 剰 余 金	14,597,156
その他	10,270	自 己 株 式	△420,152
投資その他の資産	3,715,995	その他の包括利益累計額	△390,261
投資有価証券	922,557	その他有価証券評価差額金	2,682
投資不動産	2,248,687	為替換算調整勘定	△172,655
繰延税金資産	362,681	退職給付に係る調整累計額	△220,287
退職給付に係る資産	113,799	純 資 産 合 計	19,665,011
その他	68,269	負 債 純 資 産 合 計	27,270,717
資 産 合 計	27,270,717		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		24,531,520
売上原価		17,461,436
売上総利益		7,070,084
販売費及び一般管理費		4,724,265
営業利益		2,345,819
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,548	
投資不動産賃貸料	133,367	
為替差益	44,527	
その他	95,986	297,430
営業外費用		
売上割引	37,556	
投資不動産賃貸費用	77,672	
その他	4,324	119,553
経常利益		2,523,696
特別利益		
特投資有価証券売却益	15,374	15,374
特別損失		
固定資産売却損	3,474	
固定資産除却損	10,580	
減損損失	58,106	
ゴルフ会員権評価損	1,077	73,238
税金等調整前当期純利益		2,465,831
法人税、住民税及び事業税	724,000	
法人税等調整額	40,474	764,475
当期純利益		1,701,356
親会社株主に帰属する当期純利益		1,701,356

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,854,934	3,023,334	13,304,798	△439,275	18,743,791
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△408,999		△408,999
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,701,356		1,701,356
自 己 株 式 の 取 得				△213	△213
自 己 株 式 の 処 分				19,336	19,336
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	1,292,357	19,123	1,311,480
当連結会計年度末残高	2,854,934	3,023,334	14,597,156	△420,152	20,055,272

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	59,528	△35,168	△128,599	△104,238	18,639,552
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△408,999
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,701,356
自 己 株 式 の 取 得					△213
自 己 株 式 の 処 分					19,336
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△56,846	△137,487	△91,688	△286,022	△286,022
当連結会計年度変動額合計	△56,846	△137,487	△91,688	△286,022	1,025,458
当連結会計年度末残高	2,682	△172,655	△220,287	△390,261	19,665,011

- (注) 1. 剰余金の配当
2019年6月の定時株主総会決議に基づく期末配当と、2019年10月の取締役会決議に基づく中間配当
によるものであります。
2. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|------------|------------------------------------|
| ① 連結子会社の数 | 2 社 |
| ② 連結子会社の名称 | 大連北村閥門有限公司
KVK PHILIPPINES,INC. |

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

イ. 商品、製品、原材料、仕掛品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主要な資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～31年

機械装置及び運搬具 5～12年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込み額に基づき計上しております。

役員株式給付引当金

役員向け株式交付内規に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

従業員株式給付引当金

従業員向け株式交付内規に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(賞与引当金)

2020年3月13日開催の取締役会決議において、従業員賞与の算定基礎の基準を変更する旨決議したことに伴い、当社の従業員賞与の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を未払費用に計上する方法から賞与引当金を計上する方法に変更いたしました。

なお、前連結会計年度末の未払費用に含まれる従業員賞与の金額は512,866千円であります。

(取締役及び監査役に対する株式報酬制度)

当社は取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）（以下、総称して「取締役等」という。）に対する株式報酬制度「役員向け株式交付信託」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社が定める役員向け株式交付内規に従って、当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は377,944千円、238,000株であります。

(従業員に対する株式交付信託制度)

当社は幹部従業員（以下「対象従業員」という。）に対するインセンティブ・プランとして「従業員向け株式交付信託」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、当社の対象従業員に対して、当社が定める従業員向け株式交付内規に従って、当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は41,839千円、29,800株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

11,869,282千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数
普通株式	8,347,078株	一株	一株	8,347,078株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	225,368千円	27円	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	183,631千円	22円	2019年9月30日	2019年12月5日

(注) 1. 2019年6月21日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金6,750千円及び従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金810千円が含まれております。

2. 2019年6月21日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、創業80周年記念配当5円を含んでおります。

3. 2019年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金5,236千円及び従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金655千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	225,364千円	利益剰余金	27円	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 1. 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金6,426千円及び従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金804千円が含まれております。

2. 2020年6月26日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、大連北村閥門有限公司設立30周年記念配当5円を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されていますが、当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、各社が毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 （ 千 円 ）	差 額 （ 千 円 ）
(1) 現 金 及 び 預 金	4,682,181	4,682,181	—
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,508,184		
(3) 電 子 記 録 債 権	3,392,725		
貸 倒 引 当 金 (*)	△55,300		
	8,845,610	8,845,610	—
(4) 投 資 有 価 証 券	881,996	881,996	—
資 産 計	14,409,788	14,409,788	—
(5) 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,752,795	1,752,795	—
(6) 電 子 記 録 債 務	2,974,046	2,974,046	—
(7) リース債務（流動負債）	34,512	34,433	79
(8) 未 払 法 人 税 等	524,611	524,611	—
(9) 設 備 関 係 支 払 手 形	10,512	10,512	—
(10) 営 業 外 電 子 記 録 債 務	217,980	217,980	—
(11) リース債務（固定負債）	39,901	39,574	326
負 債 計	5,554,361	5,553,955	405

(*)受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金、電子記録債権については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4)投資有価証券

これの時価については、取引所の価格によっております。

(5)支払手形及び買掛金、(6)電子記録債務、(8)未払法人税等、(9)設備関係支払手形、(10)営業外電子記録債務

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)リース債務(流動負債)、(11)リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式	40,561

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超（千円）
現 金 及 び 預 金	4,682,181	—
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,508,184	—
電 子 記 録 債 権	3,392,725	—
投 資 有 価 証 券 満 期 保 有 目 的 の 社 債	400,000	—
合 計	13,983,091	—

4. リース債務（固定負債）の連結決算日後の返済予定額

	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
リ ー ス 債 務 （ 固 定 負 債 ）	24,229	8,057	5,530	2,083

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都その他の地域において、主に賃貸用オフィスビル（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
2,248,687	2,437,704

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、重要性のあるものについては不動産鑑定評価額、それ以外のものについては固定資産税評価額を用いて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2,434円07銭

2. 1株当たり当期純利益

210円69銭

- (注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、役員向け株式交付信託が保有する当社株式（当連結会計年度末238,000株、期中平均株式数242,244株）及び従業員向け株式交付信託が保有する当社株式（当連結会計年度末29,800株、期中平均株式数29,867株）を控除して算定しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	15,350,799	流動負債	7,067,738
現金及び預金	4,022,782	支払手形	613,240
受取手形	2,347,990	電子記録債務	2,974,046
売掛金	3,392,725	買掛金	1,185,539
商売掛金	3,268,792	リース債務	34,512
製品	58,296	未払金	386,930
仕掛品	584,864	未払費用	212,367
原材料	564,637	未払法人税等	509,409
貯蔵品	715,700	賞与引当金	559,685
前払費用	127,369	預り金	41,090
未収金	23,326	設備関係支払手形	10,512
貸倒引当金	263,487	営業外電子記録債務	217,980
	36,124	その他	322,423
固定資産	△55,300		
有形固定資産	11,590,483	固定負債	477,029
建物	6,298,950	リース債務	39,901
構築物	1,033,583	退職給付引当金	76,699
機械及び装置	104,434	役員株式給付引当金	263,211
車両運搬具	2,662,614	従業員株式給付引当金	1,769
工具、器具及び備品	23,555	長期未払金	5,727
土地	303,217	長期預り保証金	89,721
リース資産	1,793,808		
建設仮勘定	68,687	負債合計	7,544,768
無形固定資産	309,048		
ソフトウェア	119,056	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	90,917	株主資本	19,393,832
電話加入権	18,210	資本剰余金	2,854,934
その他	9,232	資本準備金	3,023,334
投資その他の資産	695	利益剰余金	3,023,334
投資有価証券	5,172,476	利益準備金	13,935,716
出資	922,557	利益剰余金	707,856
関係会社出資金	540	その他利益剰余金	13,227,860
関係会社長期貸付金	1,213,593	別途積立金	11,500,000
投資不動産	27,000	繰越利益剰余金	1,727,860
長期前払費用	2,248,687	自己株式	△420,152
繰延税金資産	12,748	評価・換算差額等	2,682
その他	425,921	その他有価証券評価差額金	2,682
	276,473		
	44,955	純資産合計	19,396,514
資産合計	26,941,283	負債純資産合計	26,941,283

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売上	上	原	高								24,759,925
売	上	原	価								18,448,396
販	費	総	利	益							6,311,529
営	及	一	管	理	費						4,383,940
営	業	業	利	益							1,927,588
受	取	利	息	及	び	配	当	金		223,175	
技	術	不	動	産	賃	賃	貸	料		35,779	
投	資							料		133,367	
そ								他		86,085	478,407
営	業	外	費	用							
売	資	上	割	賃	賃	費	引			37,556	
投	不	動	産	賃	賃	費	用			77,672	
そ			の				他			1,192	116,420
経	常	利	益								2,289,575
特	別	有	価	証	券	売	却	益		15,374	15,374
特	別			損	失						
固	定	資	産	除	却	損	却	損失		10,492	
減		損		損				損失		58,106	
ゴ	ル	フ	会	員	権	評	価	損		1,077	69,676
税	引	前	当	期	純	利	益				2,235,272
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税
法	人	税		等	調	整				625,985	616,961
当	期	純	利							△9,023	1,618,311

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資 準 備	本 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 積 立 途 金	利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金
当 期 首 残 高	2,854,934	3,023,334	3,023,334	707,856		10,800,000	1,218,548	12,726,404
当 期 変 動 額								
別 途 積 立 金 の 立 積						700,000	△700,000	－
剰 余 金 の 配 当							△408,999	△408,999
当 期 純 利 益							1,618,311	1,618,311
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－		700,000	509,312	1,209,312
当 期 末 残 高	2,854,934	3,023,334	3,023,334	707,856		11,500,000	1,727,860	13,935,716

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△439,275	18,165,397	59,528	59,528	18,224,925
当 期 変 動 額					
別 途 積 立 金 の 立		－			－
剰 余 金 の 配 当		△408,999			△408,999
当 期 純 利 益		1,618,311			1,618,311
自己株式の取得	△213	△213			△213
自己株式の処分	19,336	19,336			19,336
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△56,846	△56,846	△56,846
当 期 変 動 額 合 計	19,123	1,228,435	△56,846	△56,846	1,171,588
当 期 末 残 高	△420,152	19,393,832	2,682	2,682	19,396,514

(注) 1. 剰余金の配当

2019年6月の定時株主総会決議に基づく期末配当と2019年10月の取締役会決議に基づく中間配当によるものであります。

2. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

時価のないもの

(2) たな卸資産

① 商品、製品、原材料、仕掛品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主要な資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～31年

機械装置及び車両運搬具 5～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込み額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を損益処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より損益処理しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員向け株式交付内規に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 従業員株式給付引当金

従業員向け株式交付内規に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)**(賞与引当金)**

2020年3月13日開催の取締役会決議において、従業員賞与の算定基礎の基準を変更する旨決議したことに伴い、当社の従業員賞与の支給見込額のうち当事業年度負担額を未払費用に計上する方法から賞与引当金を計上する方法に変更いたしました。

なお、前事業年度末の未払費用に含まれる従業員賞与の金額は512,866千円であります。

(取締役及び監査役に対する株式報酬制度)

取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）に対する株式報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(従業員に対する株式交付信託制度)

従業員に対する株式交付信託制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,991,552千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	356,896千円
長期金銭債権	27,000千円
短期金銭債務	341,141千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	467,115千円
仕入高	4,411,157千円
営業取引以外の取引高	356,113千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 数 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	280,112株	133株	12,200株	268,045株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加133株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の減少12,200株は、役員向け株式交付信託による減少12,000株及び従業員向け株式交付信託による減少200株によるものであります。
3. 当事業年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託による当社株式取得238,000株及び従業員向け株式交付信託による当社株式取得29,800株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	18,150千円
貸倒引当金	16,545千円
従業員賞与引当金	167,457千円
従業員賞与引当金に係る社会保険料	24,603千円
未払事業税	30,576千円
退職給付引当金	22,948千円
減損損失	31,770千円
役員株式給付引当金	78,752千円
従業員株式給付引当金	529千円
その他	52,406千円

繰延税金資産小計	443,740千円
評価性引当額	△36,690千円

繰延税金資産合計	407,050千円
----------	-----------

繰延税金負債

前払年金費用	△127,435千円
その他有価証券評価差額金	△1,145千円
その他	△1,996千円

繰延税金負債合計	△130,577千円
----------	------------

繰延税金資産の純額	276,473千円
-----------	-----------

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、生産設備及び事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	大連北村 閥門有限公司	1,640,644	給水栓の製造・販売	直接100%	当社製品の製造、 役員の兼任等	給水栓等の購入(注)	4,092,527	買掛金	315,943
子会社	K V K PHILIPPINES, INC.	31,511	給水栓部品の製造	直接100%	当社製品の製造、 役員の兼任等	給水栓部品の購入(注)	318,630	買掛金	25,194

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場価格から算定した価格及び提示された総原価を検討の上、決定しております。

(2) 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	末松正幸	—	当社代表取締役社長 公益財団法人KVK福祉会理事長	被所有 直接2.0% (直接0.7%) (注) 1	—	公益財団法人KVK福祉会への寄付 (注) 2	50,000	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(有)北村興産 (注) 3	16,500	不動産の管理	被所有 直接13.6%	—	投資不動産の売却 (注) 4	32,195	—	—

- (注) 1. 議決権等の被所有割合の()書は外書であり、公益財団法人KVK福祉会が所有する割合であります。
 2. 公益財団法人KVK福祉会への寄付につきましては、同法人の事業活動を支援することを目的とした支払いであります。
 3. (有)北村興産は当社代表取締役末松正幸の近親者が議決権の過半数を所有しております。
 4. 投資不動産売却の取引条件につきましては、不動産鑑定士の鑑定価格を参考にして交渉により決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,400円84銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 200円41銭 |

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、役員向け株式交付信託が保有する当社株式（当事業年度末238,000株、期中平均株式数242,244株）及び従業員向け株式交付信託が保有する当社株式（当事業年度末29,800株、期中平均株式数29,867株）を控除して算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社K V K
取締役会 御中

監査法人アンビシャス
岐阜県岐阜市

代表社員 公認会計士 吉 田 実 郎 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 諏 訪 直 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社KVKの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社KVK及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社K V K
取締役会 御中

監査法人アンビシヤス
岐阜県岐阜市

代 表 社 員 公 認 会 計 士 吉 田 実 郎 ㊞
業務執行社員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 諏 訪 直 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社KVKの2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に事業の報告を求めるほか、海外事業担当取締役及び使用人との情報の交換を図り、必要に応じて直接赴いてその業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アンビシャスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アンビシャスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

株 式 会 社 K V K 監 査 役 会
常 勤 監 査 役 森 田 恭 二 ㊞
監 査 役 杉 浦 勝 美 ㊞
監 査 役 森 裕 之 ㊞

(注) 監査役杉浦勝美及び監査役森裕之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める
社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第73期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社の子会社である大連北村閥門有限公司は、2019年12月に設立30周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆さまのご支援にお応えするため、当社普通株式1株につき普通配当22円に記念配当5円を加え、当期の期末配当は27円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、225,364,491円となります。

これにより年間配当金は、中間配当金（1株につき22円）を含め、1株につき合計49円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

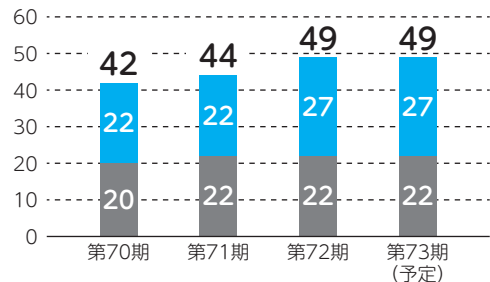
繰越利益剰余金 1,200,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,200,000,000円

<ご参考>

配当金の推移 ■中間 ■期末 (単位：円)



※2017年10月1日の株式併合に伴い、第70期期首に株式併合が行われたと仮定して算出しております。

※第72期期末配当には創業80周年記念配当5円が含まれております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、現行定款第40条（剰余金の配当の基準日）につき、所要の変更を行うとともに、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び同第41条（中間配当）を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 <u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	第2章 株 式 (削 除)
第8条～第29条 (条文省略)	第7条～第28条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会 第30条～第31条 (条文省略)	第5章 監査役および監査役会 第29条～第30条 (現行どおり)
(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
ただし、第31条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。 第33条～第38条（条文省略） 第6章 計 算 第39条（条文省略） （新 設） （剰余金の配当の基準日） 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 （新 設） （新 設） （中間配当） 第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。 第42条（条文省略）	ただし、第30条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。 第32条～第37条（現行どおり） 第6章 計 算 第38条（現行どおり） （剰余金の配当等の決定機関） 第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。 （剰余金の配当の基準日） 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 （削 除） 第41条（現行どおり）

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	すえまつ まさゆき 末松 正幸	代表取締役社長	再 任
2	お ぜ き と も あ き 小関 智晶	取締役経営管理本部長兼企画経理部長	再 任
3	つ ぼ た み つ お 坪田 充夫	取締役研究開発本部長、品質保証室担当	再 任
4	す ぎ や ま ま さ な お 杉山 正直	取締役生産本部長兼生産管理部長兼 K P S 推進室長兼本社工場長	再 任
5	な が は ま た く み 長濱 卓美	取締役営業本部長兼営業推進部長	再 任
6	み づ た に と も や す 水谷 友保	執行役員 海外事業室付	新 任
7	お く だ ま さ ゆ き 奥田 真之	社外取締役	再 任 社 外 独 立

再 任 再任取締役候補者 新 任 新任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、な地位兼、職の状及び況	所有する当社株式の数
1	すえ まつ まさ ゆき 末 松 正 幸 (1961年11月22日生)	1988年9月 当社入社 1998年2月 当社総合企画室企画部企画課長 2002年6月 当社経営管理本部企画経理部長 2004年6月 当社取締役経営管理本部長 2006年6月 当社常務取締役経営管理本部長 2009年6月 当社代表取締役社長 2012年4月 当社代表取締役社長兼経営管理本部長 2012年6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 大連北村閥門有限公司董事長 公益財団法人K V K福祉会理事長	168,250株
2	お 小 けい とも あき 小 関 智 晶 (1956年5月4日生)	1980年4月 株式会社十六銀行入行 1990年4月 同行人事部付北村バルブ株式会社 （現 株式会社K V K）出向 1993年4月 同行証券部 1996年4月 同行正木支店次長 1998年4月 同行則武支店長 2001年4月 同行岩村支店長 2006年7月 十六信用保証株式会社担保評価部長 2010年10月 株式会社十六銀行人事部付日本ガード株式 会社出向 2011年5月 日本ガード株式会社転籍 金融営業部長 2014年9月 日本ガード株式会社退職 2014年10月 当社入社 経営管理副本部長兼経理部長 2015年6月 当社取締役経営管理本部長兼経理部長 2018年1月 当社取締役経営管理本部長兼企画経理部長 （現任）	1,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 職 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
3	つぼ た みつ お 坪 田 充 夫 (1959年10月19日生)	1985 年 6 月 当社入社 2006 年 6 月 当社研究開発本部開発部商品開発一課長 2009 年 4 月 当社研究開発本部開発部次長兼設計二課長 2010 年 7 月 当社生産本部資材部次長 2013 年 7 月 当社生産本部資材部長 2016 年 4 月 当社研究開発副本部長兼品質保証室長 2016 年 6 月 当社取締役研究開発本部長、品質保証室担 当兼開発部長 2017 年 6 月 当社取締役研究開発本部長、品質保証室担 当（現任）	3,150株
4	すぎ やま まさ なお 杉 山 正 直 (1960年8月30日生)	1979 年 3 月 当社入社 2001 年 7 月 当社製造第一部鑄造課長 2013 年 7 月 当社本社工場長 2014 年 4 月 当社富加工場長 2015 年 4 月 当社本社工場長 2016 年 1 月 当社富加工場製造一部長 2017 年 6 月 当社執行役員富加工場長兼製造一部長 2018 年 4 月 当社執行役員生産副本部長兼 K P S 推進室 長兼富加工場長 2018 年 6 月 当社取締役生産本部長兼 K P S 推進室長兼 富加工場長 2018 年 7 月 当社取締役生産本部長兼 K P S 推進室長兼 本社工場長 2019 年 8 月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長兼 K P S 推進室長兼本社工場長（現任）	1,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重なる兼職の状況	所有する当社株式の数
5	ながはまたくみ 長濱卓美 (1960年3月25日生)	1991年4月 当社入社 2005年4月 当社営業本部関東支社東関東営業所長 2011年10月 当社営業本部東北支社長 2013年4月 当社営業本部関東支社長 2016年7月 当社営業本部東北支社長 2018年7月 当社営業本部東北支社長兼仙台営業所長 2019年4月 当社執行役員営業副本部長兼営業推進部長 2019年6月 当社取締役営業本部長兼営業推進部長（現任）	5,400株
6	※みづたにともやす 水谷友保 (1963年3月19日生)	1986年3月 当社入社 2009年4月 当社本社工場鑄造課長 2011年5月 当社生産管理部付大連北村閥門有限公司出向 2011年10月 当社本社工場鑄造課長 2012年7月 当社富加工場副工場長 2013年4月 当社富加工場長 2014年4月 当社生産管理部付大連北村閥門有限公司出向 副総経理 2017年10月 当社海外事業室付大連北村閥門有限公司出向 総経理 2019年7月 当社執行役員海外事業室付大連北村閥門有 限公司出向総経理 2020年5月 当社執行役員海外事業室付（現任）	800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 職 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
7	おく だ まさ ゆき 奥 田 真 之 (1962年10月11日生)	1985 年 4 月 株式会社十六銀行入行 1912 年 7 月 同行法人営業部経営相談室調査役 1913 年 7 月 同行人事部付株式会社十六総合研究所出向 同所主席研究員兼シニアコンサルタント 1913 年10月 東海学園大学経営学部非常勤講師(現任) 1914 年 4 月 愛知学院大学商学部非常勤講師 愛知淑徳大学ビジネス学部非常勤講師 (現任) 1916 年 3 月 株式会社十六銀行退職 1916 年 4 月 愛知産業大学経営学部総合経営学科教授 (現 任) 1917 年 6 月 当社社外取締役 (現任)	0株

- (注)
- ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 奥田真之氏は、社外取締役候補者であります。
 - 奥田真之氏を社外取締役候補者とした理由は、数々の大学で経営学の教授として教鞭をとられているというその豊富な経験と高い見識から当社の経営に対する的確な助言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - 奥田真之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - 当社は、奥田真之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 奥田真之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人アンビシヤスは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人コスモスを会計監査人の候補者とした理由は、現監査法人の継続監査年数が長期にわたっていることから、新たな視点での監査が期待できることを重視して、同監査法人の品質管理体制、独立性、監査活動の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

名 称	監査法人コスモス		
事 務 所	主たる事務所	愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目3番18号NORE名駅6F	
	その他の事務所	東京都千代田区神田鍛冶町3丁目7番地神田カドウチビル5F	
沿 革	1988年6月	監査法人コスモス設立 (本部 名古屋市中区栄、東京事務所 東京都品川区大崎)	
	2005年6月	PrimeGlobal加盟	
	2007年5月	上場会社監査事務所登録	
	2007年9月	本部を現在の事務所に移転	
	2015年6月	東京事務所を東京都中央区日本橋に移転	
	2019年8月	東京事務所を東京都千代田区神田鍛冶町に移転	
概 要	資本金	15,000千円	
	構成人員	代表社員・社員	9名
		公認会計士	28名
		その他	14名
		合 計	51名
	監査関与会社	上場会社	6社

以上

会 場 当社本店 会議室
岐阜県加茂郡富加町高畑字稻荷6 4 1 番地
電 話 0 5 7 4 - 5 5 - 1 1 2 0



- ◎東海北陸自動車道 関I.Cより車で約10分
◎東海環状自動車道 富加関I.Cより車で約10分
◎J R 高山本線 鵜沼駅より車で約20分

◎ＪＲ高山本線鵜沼駅ロータリーより、会場への送迎タクシーを次のとおり運行しますので、ご希望の方はご利用ください。

(発車場所は右図をご参照ください。)